

新宿区知的障害者(児)位置探索サービス費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、位置探索サービスの契約等に要する費用を助成することにより、知的障害者(児)が所在不明になった場合の早期発見及び安全の確保を図るとともに、知的障害者(児)及びその介護に当たる家族等(以下「介護者」という。)の精神的・経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 位置探索機 PHS、GPS その他の通信情報技術を用いて遠隔地からその所在位置を探索することができるように情報を発信する機能を備えた携帯端末をいう。
- (2) 位置探索サービス 契約者からの求めに応じ、位置探索機の所在位置を音声、ファクシミリ等により提供するサービス又は契約者自身がインターネット等により位置探索機の所在位置を把握できるサービスをいう。
- (3) 初期費用 次に掲げる費用をいう。
 - ア 位置探索機及び付属品(作動に必要な電池及び充電器等をいう。)(以下「位置探索機等」という。)の購入に要する費用
 - イ 加入料金、申込事務手数料、登録料等位置探索サービスを開始するに当たって必要となる費用
- (4) 月額利用料 位置探索サービスの基本料金、位置探索機等のレンタル料金等継続して位置探索サービスを受けるために支払う1か月あたりの料金をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 「療育手帳について」(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳又は「東京都愛の手帳交付要綱」(昭和42年民児精発第58号)に定める愛の手帳の交付を受けている者
- (2) 現に知的障害者(児)として区の知的障害者(児)福祉サービスを受けている者
- (3) 区が更生相談所に意見を求め、知的障害が認められる旨の意見があった者
- (4) 18歳未満の者で、医師により知的な発達の遅れがあると認められた者

(助成対象経費及び助成額)

- 第4条 助成対象経費は、初期費用相当額とする。ただし、初期費用のうち位置探索機等の購入に要する費用は、当該位置探索機等を利用した位置探索サービス契約を同時に締結する場合にかぎり助成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、初期費用が無料の場合は、最初の月額利用料相当額を助成対象経費とする。
 - 3 助成額の上限は1万円とし、障害者一人につき1回限りとする。

(助成の申請等)

- 第5条 この要綱により助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、位置探索サービス費用助成申請書(第1号様式)に対象者であることを証する書類を添えて、区長に申請するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、対象者資格があると認めるときは、予算の範囲内において位置探索サービス費用助成決定通知書(第2号様式)により、対象者資格がないと認めるときは、位置探索サービス費用助成不決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(助成金の交付)

- 第6条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、助成金を受けようとするときは、位置探索サービス費用助成金請求書(第4号様式)に初期費用(初期費用が無料の場合にあっては、最初の月額利用料)を支払ったことを証する書類を添えて請求するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により請求を受けたときは、内容を審査し、適正と認めるときは、助成金を支払うものとする。
 - 3 区長は、前項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは、助成金を支払わないものとする。

(助成金の返還)

- 第7条 区長は、受給者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、その者の助成の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成16年4月27日16新福障経第100号)
この要綱は、平成16年7月1日から適用する。